

岐南町自殺対策行動計画策定にかかる意見募集について

1. 概要

我が国の自殺者数は平成 10 年に急増し年間 3 万人を越え、その後も 3 万人前後の高い水準で推移していたことから、自殺は深刻な社会問題と認識され、平成 18 年に自殺対策基本法が施行されました。平成 28 年には自殺対策基本法が一部改正され、さらなる取り組み強化のため各都道府県及び市町村は自殺対策計画を策定することとされたところです。本町においても「生きることの包括的な支援」により「誰も自殺に追い込まれることのない町」の実現を目指し、自殺対策行動計画（案）を作成しました。

つきましては、計画策定の参考とさせていただくため、町民等皆様のご意見を募集します。

2. 募集期間

平成 31 年 3 月 6 日（水）～3 月 26 日（火）まで
（平成 31 年 3 月中の策定予定のため、上記募集期間としています。）

3. 公表案

岐南町自殺対策行動計画（案）

4. 公表案の入手方法（配布場所）

- ・岐南町役場健康推進課（庁舎 1 階開庁時間内）
- ・町ホームページぎなんねっと

5. 意見を提出できる方

町内に在住・在勤・在学している方、町内に事業所等を有する方または団体及び当該計画に利害関係がある方

6. 意見の提出方法

- ・意見は持参、郵便、FAX または電子メールで提出してください。
- ・下記まで書面で提出してください。意見書の様式は、町ホームページからダウンロードできるほか、岐南町役場健康推進課で配布します。任意様式でも可。
- ・住所、氏名及び電話番号（法人等の団体にあつては、所在地、名称及び電話番号）を明示してください。ただし、氏名等は公表しません。

7. 結果の公表

- ・提出された意見等の概要とそれに対する町の考え方をホームページにて公表します。
- ・提出された意見等を踏まえ計画等の案を修正したときは、その修正内容を町ホームページにて公表します。

8. 提出及び問い合わせ先

〒501-6197

岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

岐南町役場 健康推進課

電話 058-247-1321

FAX 058-247-1488

メールアドレス kenkousuisin@town.ginan.lg.jp